

設計・監理料について

※(2017年4月1日改定)

設計・監理業務報酬の目安

～住宅(新築、リフォーム)～

◆新築工事の場合

@10万円/坪 + 40万円(※申請料) + 構造設計料(必要な場合)
ただし、構造設計料を除いた最低設計監理料は240万円

※算出用床面積は、申請上の面積でなく実際の施工面積(坪数)とする *1坪=3.305㎡

※申請料:建築確認申請(25万円)+完了検査申請(15万円)(※別途:申請手数料)

申請用図書、各種報告書作成費用及び現場検査立会い費用

※建築確認申請前の各種事前申請やフラット35、住宅性能評価等の申請は別途とします

※別途消費税を頂きます

◆リフォーム工事の場合

@9万円/坪 + 10万円(実測等の現場調査費用として)
ただし、最低設計監理料は190万円

※確認申請等を伴う工事の場合は、上記「新築工事の場合」の設計監理料となります

※別途消費税を頂きます

規模や予算が極端に小さい場合や大きい場合など、ケースバイケースにてご相談に乗っています。

◇構造設計料について

通常の木造の平屋、2階建ての場合、構造設計料はかかりませんが、木造3階建て、あるいは特殊な木造の場合には別途構造設計料を頂きます。概ね設計・監理業務報酬の20%になります。

また、非木造(鉄骨造や鉄筋コンクリート造等)や混構造、地下車庫、地下室のある場合は、別途構造設計料を頂きます。概ね設計・監理業務報酬の22%～25%になります。

構造設計業務は、構造設計事務所への再委託業務となります。構造設計料に関しましては、諸条件により構造計算の難易度や煩雑さが変わってきますので、構造設計者からの見積を基にお話しさせていただきます。

◇設備設計料について

電気設備、給排水衛生設備、空調換気設備等の設備設計料は別途とします。通常の木造住宅の設計ではかからない場合が多いです。

一級建築士事務所 瀧澤正信建築研究所

一級建築士事務所 東京都知事登録 第56705号

管理建築士/一級建築士 国土交通大臣登録 第304042号 瀧澤正信

〒178-0061 東京都練馬区大泉学園町4-18-18

Tel & Fax : 03-5935-4520